

事 務 連 絡
平成28年5月24日

公益社団法人 全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省老健局 総 務 課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

マイナンバー（個人番号）を取得する際の本人確認書類の写しの取扱いについて

平素より介護保険制度及び老人福祉行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行され、行政機関、地方公共団体、民間事業者においてマイナンバー（個人番号）が取り扱われております。

今般、内閣府及び個人情報保護委員会から、本人確認書類の写しの取扱いについての留意事項の周知依頼がまいりましたので、別添のとおり送付いたします。

ついては、当該留意事項についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、可能な範囲で御協力いただくようお願いいたします。